

国民健康保険法に基づく国保事業費納付金の仮算定について

1 国保事業費納付金および仮算定の趣旨

- 国民健康保険制度は、平成30年度から新たな制度に移行し、それに伴い、道の算定する市町村ごとの国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の額が、各市町村で保険料を算定する際の基礎となる。
- 納付金制度の導入により、現在異なっている市町村の保険料の平準化を図っていくこととしている。
- 仮算定は、一定の条件の下で納付金を算出し、これと各市町村の保険料とを比較することにより、保険料の変化の傾向を把握したうえで、納付金の算定方法や激変緩和措置の対象範囲等を協議するための参考とするもの。

2 納付金仮算定の概要

一人あたり納付金額

【函館市】

区 分	1人当り保険料	H27保険料との差	第1回との差
平成27年度	130,878円	—	—
第1回仮算定	110,737円	▲20,141円／▲15.4%	—
第2回仮算定	106,508円	▲24,370円／▲18.6%	▲4,229円／▲3.8%

3 スケジュール（予定）

- 平成29年夏頃 第3回国保事業費納付金等および標準保険料率の仮算定
- 平成29年 9月 国保運営方針の決定（納付金の算定方法等を含む。）
- 平成30年 1月下旬 平成30年度国保事業費納付金および標準保険料率の決定